

豊川市サッカー場内広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市サッカー場内広告（以下「場内広告」という。）に関して、豊川市広告掲載要綱（平成18年10月13日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 豊川市広告掲載基準第7条の別途基準は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 豊川市サッカー場運営業務の遂行に支障を及ぼすもの
- (2) 市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (3) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業、又は前身が非合法組織であった企業の広告
- (4) 差別を助長するおそれのあるもの

(広告の規格等)

第3条 場内広告の規格は、1箇所あたり縦40cm×横290cm以内とする。また掲載箇所は、市長が指定する豊川市サッカー場内とする。

(広告掲載期間)

第4条 場内広告の掲載期間は、原則として市長が定める日から当該年度末までとする。翌年度引き続き掲載する場合は、最大2年間掲載できるものとする。

2 場内広告掲載の開始日および終了日は、場内広告掲載を所管する部等の長が定める。

(広告の募集方法及び募集期間)

第5条 広告の募集は、広報とよかわ又は豊川市ホームページ等により、その都度期間を定めて募集する。なお、募集期間後であっても広告掲載箇所に余裕がある場合は随時受付できるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第6条 場内広告掲載の申し込みをしようとする者は、豊川市サッカー場内広告掲載申込書（新規）（様式第1号）又は継続の申し込みにあつては豊川市サッカー場内広告掲載申込書（継続）（様式第1-1号）に広告案等を添付して、市長に提出するものとする。

る。この場合、市に納付すべき市税等を完納していなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申し込みがあったときは、豊川市サッカー場の貸付人であるアイシンシロキ株式会社の意見を求めたのち、豊川市広告掲載基準に基づき審査し、広告掲載の可否を決定する。この場合において、当該広告掲載の申し込みをした者が掲載箇所数を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定する。

(1) 第1順位

市内に本社、若しくは本店を有する事業者等

(2) 第2順位

市内に支店、営業所等を有する事業者等

(3) 第3順位

前2号のいずれにも該当しない事業者等

ただし、継続の申し込みをした者のうち、掲載物に変更があったものは、豊川市広告審査基準に基づき審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定によって広告掲載を希望する者が広告掲載箇所数を超えるときは、先着順により決定する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果ならびに掲載内容、条件等について申し込みした者に対し、豊川市サッカー場内広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、別に定める。

2 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定した期日までに広告掲載料を、当該年度分を一括して前納するものとする。

(費用負担等)

第9条 広告の作成費用並びに場内への掲載費用、また掲載期間の終了若しくは掲載の必要がなくなった場合の場内からの撤去費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により壁面に損傷等が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告の破

損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

(広告物の作成等)

第10条 広告主は、広告掲載物を市長が指定する方法により作成し、市長が指定する期日までに検査を受けるものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告主の届出義務)

第12条 広告主は、広告掲載内容を変更しようとする場合、豊川市サッカー場内広告掲載内容変更届(様式第3号)により、変更を希望する日の30日前までに変更する広告の内容を添えて市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し等)

第13条 市長は、次の各号に該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載物の提示がないとき。
- (3) 広告主から掲載取り下げの申し出があったとき。
- (4) 広告の内容等が変更され、広告掲載の基準に反している場合又はそのおそれがある場合であって、市長が必要と認めるとき。
- (5) 豊川市サッカー場の貸付人であるアイシンシロキ株式会社から広告掲載の内容等により不利益が生じる旨の申し出があり、市長がその申し出を適当と認めたとき。
- (6) 前各号に規定するもののほか、広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、豊川市サッカー場内広告掲載取消等通知書(様式第4号)により広告主に通知するものとする。

(損害賠償請求)

第14条 前条第4号及び第5号に該当する事由により市が被害を被った場合は、市長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により豊川市サッカー場内への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は豊川市サッカー場内広告掲載取下届(様式第5号)により広告掲載の取り下げを希望する日の1週間前までに市長に届け出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第16条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月以降の月額とし、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、豊川市サッカー場内広告掲載料還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(広告主の責任等)

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、豊川市サッカー場内への広告掲載について必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年12月19日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月15日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月13日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

豊川市サッカー場内広告掲載申込書（新規）

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

豊川市サッカー場内の広告の掲載について、次のとおり申込みます。

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
場内広告の概要	※広告で使用するフレーズなど
広告主の概要	※事業内容や活動内容など
本申込みに係る 担当者等	担当部署及び担当者名： 電話番号： F A X： E－M A I L：
添付書類	1 広告原稿（案） 2 会社案内等（会社の概要がわかるもの）
その他	申込みに当たっては、豊川市広告掲載要綱、豊川市広告掲載基準、豊川市サッカー場内広告掲載要領の内容を順守します。

様式第 1 - 1 号 (第 6 条関係)

豊川市サッカー場内広告掲載申込書 (継続)

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

豊川市サッカー場内の広告の掲載について、次のとおり申込みます。

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
場内広告の概要	※広告で使用するフレーズなど
本申込みに係る 担当者等	担当部署及び担当者名 : 電話番号 : F A X : E - M A I L :
添付書類	1 広告原稿 (案) 2 会社案内等 (会社の概要がわかるもの)
その他	申込みに当たっては、豊川市広告掲載要綱、豊川市広告掲載基準、豊川市サッカー場内広告掲載要領の内容を順守します。

様式第 2 号（第 7 条関係）

豊川市サッカー場内広告

掲載
不掲載

決定通知書

年 月 日

様

豊川市長 氏 名

年 月 日付けで提出のありました豊川市サッカー場内広告掲載については、

下記のとおり

掲載
不掲載

を決定しました。

記

決 定 通 知 番 号	第 号
広 告 の 規 格 等	規格：縦 4 0 c m×横 2 9 0 c m以内
広 告 掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
広 告 の 内 容	
不 掲 載 の 理 由	

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

豊川市サッカー場内広告掲載内容変更届

豊川市長 殿

所 在 地

名称

代表者氏名

電話番号

豊川市サッカー場内への広告について、次のとおり掲載内容を変更したいので届け出ます。

・ 変更する内容

変更項目	変 更 内 容	変更年月日

年 月 日

豊川市サッカー場内広告掲載取消等通知書

様

豊川市長 氏 名

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、次のとおり掲載
取消等決定しましたので、豊川市サッカー場内広告掲載要領第 1 3 条の規定に基づき通
知します。

取消理由	
------	--

様式第 5 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

豊川市サッカー場内広告掲載取下届

豊川市長 殿

所 在 地

名称

代表者氏名

電話番号

豊川市サッカー場内への広告について、次のとおり広告掲載を取り下げたいので届け
出ます。

取下げ年月日	年 月 日から
取下げ理由	

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

豊川市サッカー場内広告掲載料還付請求書

豊川市サッカー場内広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

還 付 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで （計 月）
請 求 金 額	円
振 込 金 融 機 関	銀行 本店 農業協同組合 支店 金庫 支所 信用組合
	預金種目 1 普通 2 当座
	支店番号 口座番号
	口座名義人(カタカナ)

備考 口座名義人は、請求者本人としてください。